

公益社団法人日本語教育学会  
倫理規程

制 定 2019年3月17日  
2018年度第3回理事会  
一部改定 2022年3月27日  
2021年度第5回理事会

(目的)

第1条 本規程は、公益社団法人日本語教育学会（以下「本学会」という。）が事業活動を行う際に自主的な行動基準として遵守すべき倫理に関する必要な事項を定め、もってリスクの防止及び本学会の損失の最小化を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程は、本学会の理事・監事・職員（以下「役職員」という。）及び会員に適用されるものとする。

(組織の使命及び社会的責任)

第3条 本学会は、その設立目的に従い、広く公益実現に貢献すべき重大な責務を負っていることを認識し、社会からの期待に相応しい事業運営を行わなければならない。

(社会的信用の維持)

第4条 本学会は、常に公正かつ誠実に事業運営に当たり、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。

(法令等の遵守)

第5条 本学会は、関連法令及び本学会の定款、規程、要領を厳格に遵守し、社会的規範にもとることなく、適正に事業を運営しなければならない。

(情報開示及び説明責任)

第6条 本学会は、その事業活動に関する透明性を図るため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

(私的利益追求の禁止)

第7条 役職員及び会員は、公益活動に従事していることを十分に自覚し、その職務や地位を私的な利益の追求に利用することがあってはならない。

(利益相反の防止及び開示)

第8条 役職員及び会員は、その職務の執行もしくは事業活動を行うに際し、本学会との利益相反が生じる可能性がある場合は、直ちにその事実の開示、その他本学会が定める所定の手続に従わなければならない。

(個人情報保護)

第9条 役職員及び会員は、事業活動において知り得た個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重に十分配慮しなければならない。

(研鑽)

第10条 役職員及び会員は、公益活動に資する能力向上のため、絶えず自己研鑽に努めなければならない。

(研究倫理の遵守)

第11条 会員によって適正に研究活動及び社会的活動等が行われるよう、研究倫理に関する規程または要領を別途定める。

(規程遵守の確保)

第12条 本学会は、法令等の遵守に関わる問題を的確に管理・処理するための規程等を別途定め、本規程の遵守状況を監督し、その実効性を確保する。

(改廃)

第13条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

本規程は、2019年4月1日から施行する。

附 則

本規程は、2022年4月1日から施行する。